

# 株式会社 J P ホールディングス 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 J P ホールディングスと称し、英文では、 J P - H O L D I N G S , I N C . と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 飲料品・食料品の販売及び給食事業
  2. 飲食店の経営
  3. 育児・教育事業
  4. 育児・教育関連商品事業
  5. 保育園・学童保育・託児所等の保育施設の経営及び保育施設関連事業
  6. 児童館の経営及び児童館関連事業
  7. 発達支援関係の教室の経営及び発達支援関連事業
  8. 育児・教育関連イベント事業
  9. 広告代理業・出版・印刷業
  10. 不動産の売買・仲介・賃貸及び管理
  11. コンピューターのハードウェア・ソフトウェア及びコンピューター周辺機器に関する事業
  12. Web サイトの制作・運営管理事業
  13. 労働者派遣事業
  14. 古物の売買
  15. 前各号に関するコンサルティング事業
  16. 前各号に付帯する一切の事業
2. 当会社は、前項の目的のほか、次の事業を営むことを目的とする。
    1. 飲料品・食料品の販売及び給食事業
    2. 飲食店の経営
    3. 育児・教育事業
    4. 育児・教育関連商品事業
    5. 保育園・学童保育・託児所等の保育施設の経営及び保育施設関連事業
    6. 児童館の経営及び児童館関連事業
    7. 発達支援関係の教室の経営及び発達支援関連事業
    8. 育児・教育関連イベント事業
    9. 広告代理業・出版・印刷業
    10. 不動産の売買・仲介・賃貸及び管理
    11. コンピューターのハードウェア・ソフトウェア及びコンピューター周辺機器に関する事業
    12. Web サイトの制作・運営管理事業
    13. 労働者派遣事業
    14. 古物の売買
    15. 前各号に関するコンサルティング事業
    16. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることが出来ない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、295,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条の2 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第8条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  
③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。
- ③ 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第20条 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役1名を選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

- ② 第23条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

（取締役会規程）

第26条 取締役会は、法令または本定款に定める事項を除き、当会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役の解任方法)

第29条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第36条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行う。

(中間配当)

第37条 取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第38条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

1. 現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に定める施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成30年6月28日 改定  
令和2年6月25日 改定  
令和4年6月28日 改定